

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一 地 先 ま で	秩父市蒔田字高橋二五九〇番一 地 先 から 同 市 蒔 田 字 高 橋 二 五 七 六 番	区 間
一〇・〇〇〇 一〇一・〇〇〇	一〇・〇〇〇 五八・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二七四・〇〇		延長 (メートル)
	平成二十二年十二月十七日 付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号の道路予定区域の一部変更である。	備考